

倒木撤去作業(山科音羽川)仕様書

(担当:川端、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

倒木撤去作業(山科音羽川)

2 目的及び概要

本市が管理する山科音羽川において、倒木があるため撤去するもの。

3 期間

令和8年8月28日まで

4 場所

京都市山科区小山小川町地内

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】現況写真の明示部分

6 内容

- ・倒木撤去(処分含まない)(長さ 60cm以内に処理すること)
- ・積込・運搬 ※東部土木みどり事務所まで運搬すること

7 支払条件

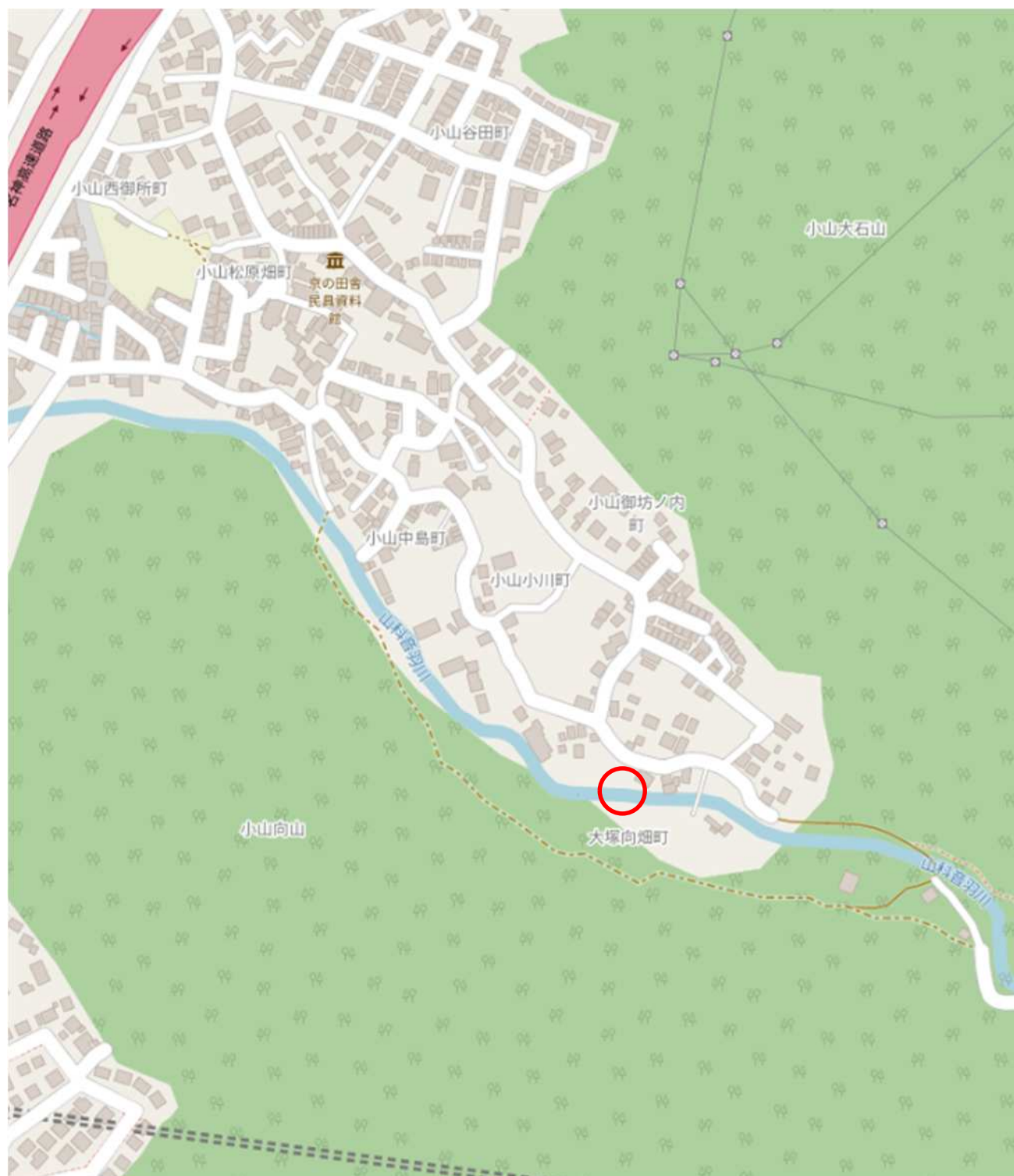
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
特に、工事箇所へ接する住民とは、施工時期・時間の調整を密に行うこと。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

箇所図

山科区小山小川町





駐車場スペースを借りられるが、すぐに動かせるようにし、
利用者の迷惑にならないように注意すること
施工日が決まり次第連絡すること
施工日が決まったら一週間前より前から「〇月〇日倒木撤去の為使用させていただきます。ご協力お願いします」等の文言で駐車場内に周知すること
※ワイパーへの挟み込み不可

別紙2

写真 1



倒木撤去（川部分の主に竹）

写真 2





↑スペースをお借りする駐車場

すぐに動かせるようにし、利用者の迷惑にならないように注意すること

施工日が決まったら一週間前より前から「〇月〇日倒木撤去の為使用させていただきます。

ご協力お願いします」等の文言で駐車場内に周知すること

※ワイパーへの挟み込み不可